

**もりあい認定こども園(仮称)整備事業
基本設計者選定プロポーザル技術提案書作成要領**

1. プロポーザルの名称

もりあい認定こども園(仮称)整備事業基本設計者選定プロポーザル

2. 計画の概要

(1) 場 所

福島市野田町地内

(2) 建物用途

幼保連携型認定こども園

(3) 敷地面積

こども園面積 約3, 270㎡

関連整備用地面積 約1, 630㎡

※敷地面積については、今後実施予定の測量業務により確定する。

(4) 整備スケジュール(予定)

令和5年度 基本設計・地質調査

令和6年度～令和7年度 実施設計・建設工事(DB方式)

令和8年度4月 開園

(5) 建設概要

計画方針『森合幼稚園建て替え・もりあい認定こども園(仮称)整備基本計画』による。

(6) 概算事業費

約10億円の予定(税込み)

(建築、設備(電気、機械)、付属施設、外構整備、既存外構解体、実施設計を含む。)

※特殊基礎工事(杭地業、地盤改良等)は、基本設計と並行して今後実施する地質調査等を踏まえ、必要に応じて別途見込むものとする。

(7) 建築物等の計画概要

延床面積 概ね1, 600㎡以下

※認定こども園園舎のみの面積で、屋外建物(外部倉庫等)は含まない

(8) 概算基本設計価格

約1, 000万円(税込み)

3. 主催及び事務局

(1) 主 催

福島市

(2) 担当部局

①福島市こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係

〒960-8002 福島市森合町10番1号

TEL 024-597-6726

FAX 024-572-3419

メール kodomo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

4. 技術提案書の提出期間、提出場所及び方法

(1) 提出書類

1) 技術提案書(次のいずれかを提出。)

(様式7): 単独企業用

(様式7-1): 設計共同企業体用

2) 技術提案説明書(様式8)

3) 技術者主要業務実績表(様式9)

4) 様式9に記載した技術者に係る保有資格登録証等の写し

5) 様式9に記載した業務実績に係る契約書及び付属する図書(委託履行届、経歴書等)の写し

* 付属する図書は、様式9に記載した技術者の氏名及び主任技術者として携わった業務であることが確認出来るものを添付すること。(主任技術者とみなすものは、別紙特定基準に記載されている(※5)を参考にすること)

* 「公告4. 参加資格要件 6)」の要件に当てはまる施設であることが確認できる書類(パンフレット・ホームページのコピー等、施設の種類や定員等が確認できるもの)を添付すること。

* 「事業所の業務実績」(様式4)に記載した業務実績と重複する実績については、契約書の写しならびに確認書類の添付を省略することができる。この場合は、(様式9)中にその旨を明記すること。

(2) 提出期間

令和5年9月5日(火)から令和5年9月12日(火)まで

(期間中の土曜日、日曜日を除く)

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 提出場所

福島市こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係

(4) 提出方法

提出期間内に、事前に来庁時間を電話予約の上、こども未来部幼稚園・保育課幼保企画係に持参すること。また、提出後の記載内容の追加・修正は認めない。

持参を原則とするが、郵送で提出する場合、令和5年9月12日(火)必着とし、郵送方法は配達証明付きの書留郵便に限るものとする。また、封筒に「プロポーザル技術提案書在中」と朱書きするほか、受領書送付用として、宛名明記のうえ84円切手を貼付した長形3号の封筒を同封すること。

(5) 提出部数

各1部(ただし、技術提案説明書(様式8)については16部)

5. 技術提案書作成に伴う質問書の提出期間、提出場所及び方法

(1) 提出期間

令和5年8月21日(月)から令和5年8月30日(水)まで

(期間中の土曜日、日曜日を除く)

受付は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出場所

福島市子ども未来部幼稚園・保育課幼保企画係

(3) 提出方法

技術提案書作成に関して質問がある場合は、技術提案に関する質問書（様式10）を作成し、電子メール又はFAXにより提出すること。提出の際は、件名を「プロポーザル技術提案質問書(もりあい認定こども園)」とし、送信後は、到着確認のため、送信した旨を併せて電話で必ず連絡すること。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問を受理した日の翌日から起算して3日後までに福島市ホームページ上で回答する。
(期間中の土曜日、日曜日を除く)

6. 技術提案書の審査方法及び結果の通知

(1) 一次審査

基本設計者選定審査委員会が技術提案書及び参加表明の際に提出された書類等を審査し、各審査委員持点4票により選出し、その合計点に基づき、二次審査要請者として4者程度を選定し、その結果を郵送する。なお、合計票が同数となった場合は、審査委員会において、優劣を決定する投票を実施し、その投票数の多い順に選定する。

(2) 二次審査（ヒアリングを含む。）

二次審査要請者に対して、基本設計者選定審査委員会による技術提案書に関するヒアリングを公開で実施し、その後、提案内容について各審査委員による審査・採点を非公開で行う。その点数並びに参加表明の際に提出された書類等の審査・採点による点数を合計して、最優秀者及び次点者を選定し、その結果を郵送する。

なお、二次審査の合計点数が、配点（600点）の6割（360点）に満たない場合は、最優秀提案者及び次点者として選定は行わないものとする。

ヒアリング実施者には、参加報酬（報償費）として1者につき、それぞれ3万円を支払う。

ヒアリングでの説明用資料は技術提案説明書（様式8）のみとし、プロジェクター・ホワイトボードといった機器を適宜使用しながら3名以内（配置予定の設計技術者を必ず含む。）で説明すること。

なお、ヒアリングの具体的な実施方法や開催場所は、二次審査要請者に対して別途通知する。

(3) 特定基準

(1) 及び (2) における提出書類及びヒアリングの提案内容は別紙の特定基準に基づき審査する。

7. 非選定理由に関する事項

(1) 提出された技術提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面にて通知する。

(2) (1) の通知を受けた者は、福島市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 提出期間については、非選定通知書の送付時に別途通知する。

(4) 提出場所

福島市子ども未来部幼稚園・保育課幼保企画係

(5) 提出方法

非選定の説明を請求する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）を作成し、持参するか、配達証明付きの書留郵便にて郵送（必着）すること。なお、電話または口頭によるものは受け付けない。

(6) 回答方法

提出期限日の翌日から起算して14日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）に請求者へ郵送により回答する。

8. 失格要件

- (1) プロポーザル関係者と不正な接触等を行うなど、審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (2) 技術提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合。
- (3) 各書類の提出方法及び提出期間を遵守しない場合。
- (4) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
- (5) その他、信義に反する行為があったと認められるなど、委員会が不適格と認めた場合。

9. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、受注者の提案内容を踏まえつつも、福島市等との協議により進めていくこととなる。そのため、受注者が提案した内容をそのまま採用するものではない。

(2) 技術提案を求める事項

【テーマ1】 もりあい認定こども園（仮称）の整備理念を実現するための設計

整備理念である『子どもの「生きる力」の基礎を培う施設』『共生社会実現のため「インクルーシブ教育・保育」の推進を図る施設』を実現するため、基本計画に掲げた8つの整備方針を具体化するための提案を行うこと。

- ・（整備方針1）「保育の質」が十分確保でき、子どもたちの主体的な遊びと生活を支える施設
- ・（整備方針2）インクルーシブ教育・保育の推進を図りやすい施設
- ・（整備方針3）私立も含めた地域の幼児教育・保育施設等のネットワーク構築・相互交流推進と研修・支援、地域の子育て支援を担う施設
- ・（整備方針4）多様な保育の提供を担う施設
- ・（整備方針5）安全・安心で、保育教諭等職員が働きやすい施設
- ・（整備方針6）子どもが公園に育まれる施設
- ・（整備方針7）持続可能な社会の実現に寄与する、自然のぬくもりのある施設
- ・（整備方針8）ライフサイクルコスト低減を意識した、管理しやすい施設

【テーマ2】地域・周辺環境との調和・共存する施設計画

もりあい認定こども園（仮称）は、森合運動公園の一部を占用して整備し、送迎用駐車場は公園利用者駐車場を共用で利用することとなる。また、整備予定地は住宅街の中に位置していることから、地域の住環境への配慮も必要である。

地域・周辺環境に配慮し、調和を図った施設計画について提案すること。

【テーマ3】設計の品質確保

成果物の品質向上を図るための具体的対策のほか、市の意向の配慮・調整、関係者の連携等、業務を円滑に進めるための具体的な取り組み方針について提案すること。

また、基本設計業務において概算事業費を積算するに当たって、どのように精査するか取り組みに関する考え方を提案すること。

(3) 技術提案書（様式7又は7-1）

参加表明関係書類の受領書に記載された受付番号を記入すること。

(4) 技術提案説明書（様式8）

- ①(2)の技術提案を求める事項についての考え方を示すこと。
- ②基本的な考え方を簡潔な文章と、文章を補完するための最小限のイメージ図・イラスト・写真により記載すること。
- ③用紙は横書きとし両面ではなく、片面使用とすること。
- ④A3判2枚以内とすること。
- ⑤書式（強調、行数等）は提案者の任意とする。ただし、視認性の高いフォント（明朝体、ゴシック体等）を用いることとし、極力、網掛け及びアンダーライン等はいないこと。また、フォントの大きさは10.5pt以上とし、イメージ図等の中の解釈は9.0pt以上とする。
- ⑥カラーは可とする。

(5) 技術者主要業務実績表（様式9）

- ①本業務に配置予定の技術者について記載すること。
- ②技術者は一級建築士の資格を有していること。
- ③記載した技術者は、病休・死亡・退職等の特別な理由があると事務局が認めた場合を除き、変更することは出来ない。
- ④業務経歴については、事務所の実績ではなく担当者の実績を記載すること。ただし、公告で示すもの（公告 4. 参加資格要件 6）に該当するもののみ記載すること。
- ⑤取得資格の登録証等の写し、業務経歴の契約書の写し等を添付すること。（詳細は「4. 技術提案書の提出期間、提出場所及び方法」を参照。）
- ⑥現在の手持ち業務の状況については、公告日現在における手持ち業務について記載すること。なお、5件以上ある場合は欄外に件数を記載すること。

(6) 技術提案に関する質問書（様式10）

- ①参加表明関係書類の受領書に記載された受付番号を記入すること。
- ②質問は、一問ずつ番号を付して記入すること。

(7) その他

- ①提出書類は、様式番号順にクリップ止めすること。
- ②各書類は、綴じしろとして左側に25mm程度の余白をとること。
- ③各様式の記載欄が不足する場合は、コピーにより補うこと。
- ④様式に定められた場所を除き、社名や商標、マーク等提案者を認識できるものを表示しないこと。また、特に技術提案書において施工実績や社内の組織名称等、提案者の企業情報を用いる場合には、アルファベット文字等を活用するなどして、提案者が容易に認識できないようにすること。

10. 技術提案書の提出の辞退

技術提案書の提出を要請された者で、提出を辞退する場合は、その旨を令和5年9月8日(金)までにこども未来部幼稚園・保育課幼保企画係へ持参すること。(書式は自由とする。)

特定基準(2次審査)

1. 事務所の評価(50点)

評価項目	評価事項					配点
同種・類似 業務実績 (※1)	定員60名以上の認定こども園、認可保育所又は幼稚園の、新築又は改築の基本設計又は実施設計の実績があること(※2)					30
	5件以上	4件	3件	2件	1件	
	30	24	18	12	6	
地域精通度 (営業拠点) (※3)	福島市内又は福島県内に本店(本社)又は営業所があり、福島市・福島県の地域特性(文化、気候、風土等)に精通していること					10
	市内 本店	市内 支社(支店)	県内 本店	県内 支社(支店)	無し	
	10	8	5	2	0	
専門分野の技 術者の資格	構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築積算士の資格所有の有無(※4)					10
	3分野	2分野	1分野	無し		
	10	7	4	0		

(※1) 実績…公告 4. 参加資格要件 6) による実績 (以下同じ)

(※2) 改築…建物の全部について改築するもの (以下同じ)

(※3) 設計共同企業体の場合は、代表構成員又はその他の構成員の所在地のうち、配点の高い区分の評価とする。

(※4) 例：自社に構造設計一級建築士と設備設計一級建築士取得者がいる場合
(建築積算士は不在) は、7点

なお、設計共同企業体の場合は、代表構成員又はその他の構成員のどちらかに資格所有者がいれば評価とする。

2. 担当技術者の評価(50点)

評価項目	評価事項						配点
同種・類似 業務実績	主任技術者(※5)として、定員60名以上の認定こども園、認可保育所又は幼稚園の、新築又は改築の基本設計又は実施設計の実績があること						50
	5件以上	4件	3件	2件	1件	無し	
	50	40	30	20	10	0	

(※5) 主任技術者としての業務実績として考えられるもの

- ・「公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省)」で定義される「管理技術者」、またはそれに類する者として行った業務実績。
- ・民間機関が発注機関である場合、建築設計業務委託契約書等において、従事する建築士として記載された業務実績。

3、技術提案の内容（100点）

評価事項・評点	配点
<p>テーマ1 もりあい認定こども園(仮称)の整備理念を実現するための設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針1（「保育の質」が十分確保でき、子どもたちの主体的な遊びと生活を支える施設） 【15・11・8・4・1】 ・整備方針2（インクルーシブ教育・保育の推進を図りやすい施設） 【15・11・8・4・1】 ・整備方針3（私立も含めた地域の幼児教育・保育施設等のネットワーク構築・相互交流推進と研修・支援、地域の子育て支援を担う施設） 【10・8・5・3・1】 ・整備方針4（多様な保育の提供を担う施設） 【15・11・8・4・1】 ・整備方針5（安全・安心で、保育教諭等職員が働きやすい施設） 【10・8・5・3・1】 ・整備方針6（子どもが公園に育まれる施設） 【5・4・3・2・1】 ・整備方針7（持続可能な社会の実現に寄与する、自然のぬくもりのある施設） 【5・4・3・2・1】 ・整備方針8（ライフサイクルコスト低減を意識した、管理しやすい施設） 【15・11・8・4・1】 	90
<p>テーマ2 地域・周辺環境との調和・共存する施設計画 【5・4・3・2・1】</p>	5
<p>テーマ3 設計の品質確保 【5・4・3・2・1】</p>	5

※一参加者の2次審査の最高得点は600点

内訳) 1. 事務所の評価=50点

2. 担当技術者の評価=50点

3. 技術提案の内容(100点)×審査委員数(5名)=500点